

随意契約結果表

担当課名	まちのブランド観光課
案件名	ツーリズム情報発信推進事業委託
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット等を活用した観光コンテンツの造成（動画など）、情報の発信の企画、実施。 ・ 訪日外国人への観光情報 PR 事業。 ・ 刊行物の印刷、配布、在庫管理等を行う。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方	一般社団法人三田市観光協会
契約金額	4,109,000 円
契約期間	令和 8 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	<p>当事業は、交流人口の拡大、地域観光の振興、本市全体のブランド力の向上を目的として、インターネット等を活用した広域的な観光情報の発信を行うものである。</p> <p>一般社団法人三田市観光協会は、地域の観光情報に精通し、地域観光の振興を目的とし多くの観光事業者が参画する団体である。また、近隣の事業者をはじめ他地域の観光振興団体とも緊密に連携しており、そのネットワークを活かし効率的な観光情報の収集、発信が期待できる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により、一般社団法人三田市観光協会と単独随意契約しようとするものである。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）